株式交換公告

当社（甲）は、ＪＦＥ西日本ジーエス株式会社（乙、広島県福山市鋼管町一番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく書面決議による）は平成二十四年二月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を決定いたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四一号）

平成二十四年二月二十八日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

ＪＦＥスチール株式会社

代表取締役社長　林田　英治

株式交換公告

当社（甲）は、ＪＦＥライフ株式会社（乙、東京都台東区蔵前二丁目一七番四号）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく書面決議による）は平成二十四年二月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を決定いたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四一号）

平成二十四年二月二十八日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

ＪＦＥスチール株式会社

代表取締役社長　林田　英治

株式交換公告

当社（甲）は、ＪＦＥ西日本ジーエス株式会社（乙、広島県福山市鋼管町一番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく書面決議による）は平成二十四年二月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を決定いたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四一号）

平成二十四年二月二十八日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

ＪＦＥスチール株式会社

代表取締役社長　林田　英治

株式交換公告

当社（甲）は、川崎鋼管株式会社（乙、神奈川県伊勢原市鈴川二五番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うこととといたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく書面決議による）は平成二十四年二月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交換を決定いたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十五日

掲載頁　七十五頁（号外第一六一号）

平成二十四年二月二十八日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

ＪＦＥスチール株式会社

代表取締役社長　林田　英治

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年四月二日をもって第二種金融商品取引業及び投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業及び投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

なお、当社が現在行っております業務に関しましては、金融商品取引法による適格機関投資家等特例業務の届出を行い、諸法令に準拠して適格機関投資家等特例業務として継続いたします。

平成二十四年二月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

株式会社フラッグシップアセットマネジメント

代表取締役　猪熊　英行

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりすみしん不動産株式会社（住所　東京都中央区八重洲二丁目三番一号　代表取締役　阿賀　俊文）を吸収合併存続会社として合併し、当社の権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

なお、効力発生日は平成二十四年四月一日です。

平成二十四年二月二十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号

中央三井信不動産株式会社

代表取締役　多田　哲治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千七百万円減少し二十四億五千六百万円とし、発行済優先出資総口数二十六億二千三百万口のうち一億六千七百万口を一口に対して一円をもって有償消却することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月三十一日であり、社員総会の決議は平成二十四年二月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十二月十六日

掲載頁　九十頁（号外第二七三号）

平成二十四年二月二十八日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号

ダイシスプロパティ特定目的会社

取締役　神永　信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億一千二百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年八月十日付官報の号外第一七四号二二頁に掲載されています。

平成二十四年二月二十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

加須ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年二月二十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号

市川塩浜特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月二十二日付官報の号外第八十六号五十頁に掲載されています。

平成二十四年二月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

プロロジス大阪２特定目的会社

取締役　坂下　雅弘

訂正公告

平成二十四年二月十七日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を一億五百十五万円減少し三千万円とする」とあるは「資本金の額を八千五百十五万円減少し五千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年二月二十八日

岡山市北区高松稲荷五七〇番地

稲荷山健康センター株式会社

代表取締役　難波　克二

取消公告

平成二十四年二月二十日掲載の第二種金融商品取引業の廃止の公告は取消します。

平成二十四年二月二十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号

中央三井信不動産株式会社

代表取締役　多田　哲治

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三三	二	六	上田市松代町	長野市松代町

平成二十四年二月十五日掲載の長野家庭裁判所上田支部に係る平成二十四年（家）第五〇〇四号相続権主張の催告中（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十八日付第四四号九八日付参会第四号一六ページ

六ページ●同日付政府調達第三九号二四ページ●二月ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）